

## 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果とともに、審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提案が各委員から提出された。

以下は、各委員の改善提案を評価項目ごとに取りまとめたものである。

### 1. 特許審査の品質管理に関する各委員の改善提案

**評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況に関するもの**

- （該当なし）

**評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性に関するもの**

- （該当なし）

**評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するもの**

- （該当なし）

**評価項目④：審査実施体制に関するもの**

- より質の高い審査の実現に向け、国際的に遜色のない水準の審査官数を確保する必要がある。（樁委員長、井上委員、東海林委員）
- 検索外注や各種ツール・AI 技術の効果的な活用による一層の業務効率化を図り、審査の質向上に繋げるとともに、その効果を示す必要がある。（樁委員長、井上委員）
- 生成 AI の業務における活用は非常に重要であり、さらなる効率化と均質化のために、最重点で取り組んでいただきたいと考える。（澤井委員）
- AI 関連発明等の複雑高度化する出願に対し適切な審査が行えるよう、審査基準や体制の整備について引き続きの検討が望まれる。（樁委員長、井上委員、東海林委員）
- 審査室の再編成及び審査室間での担当技術分野の移管を行ったことによるデメリット、例えば慣れない技術分野における審査官の判断のぶれや誤りについての対策を講じていただくことを提案する。（市川委員）
- 特定の案件において、審査レベルが疑問であり権利範囲と開示範囲（保護と

利用)のバランスが悪いと認識している。日本の産業発達を目指した我が国の国益にかなう審査行政、審査実務を実現されることを期待する。(水方委員)

#### 評価項目⑤：品質管理体制に関するもの

- (該当なし)

#### 評価項目⑥：品質向上のための取組に関するもの

- 審査官間の判断の均質性の向上、先行技術調査の更なる効率化・質の向上に向けて、様々な課題抽出及び分析を継続しつつ、協議やディスカッション等の取組を効果的に行うとともに、その妥当性を示す必要がある。(樫委員長、井上委員)
- 同一ファミリー出願における各国間でのサーチ結果のばらつきは、日本国特許庁の審査の質の高さを謳う上ではリスクとなり兼ねないため、サーチの質そのものを例えば生成AI等の活用により高度化していくための取組は優先度高く行うべきと考える。(澤井委員)
- 個々の審査官の知識・経験の向上を図るためのチェック体制と「協議」の活用などが望まれる。(東海林委員)
- 進歩性の判断の均質性に影響がある要因として、サーチ漏れその他、本願発明や引用発明の認定、対比判断の過ち、意見書の内容について鵜呑みするなどの判断の過ち、審査官ごとに基準が異なる判断の相違があると考え。そのため、審査官に提供する品質関連情報として、「サーチ漏れ」と「過ち」の分析結果も含めることを提案する。(市川委員)
- 拒絶理由通知書における請求項に係る発明の構成と引用発明の構成の対比の説明がわかりにくいケースがあるため、少なくとも相違点をはっきりと記載していただくとともに、相違点についての容易想到性の根拠となる文献について記載していただくことを要望する。(市川委員)
- 審査官が作成した拒絶理由通知等に係る書面の全件について決裁者によるチェックを行い、是正が必要なものは審査官にフィードバックする体制となっているが、その効果が外部から評価しにくい。仮に、決裁が形骸化していても外部からは把握することができない。そこで、審査官にフィードバックされた件数や割合などの統計情報を外部に公表してはどうか。(徳永委員)

- 企業のニーズに合わせた支援に関して、スタートアップに対するプッシュ型支援やまとめ審査については、前提となる事業戦略や技術背景を審査官により深く理解してもらうために、引き続き実施できる体制を継続していただきたい。(澤井委員)
- 審査官間において、対面でのフランクな情報交換が従来に比べ不足気味であるとの懸念がある。このような情報交換は技術知識や判断基準などのノウハウ共有に非常に効果的であるため、積極的に実施していただき、産業の発達という特許法の目的を意識した審査実務を期待する。(水方委員)

### 評価項目⑦：品質検証のための取組に関するもの

- 「判断の均質性」に関する不満が依然多い状態について、より解像度の高い検討とフィードバックが必要と考える。均質性の不足が、何に基づく不満なのか、審査官の個々の問題、審査基準の問題、様々要因があると考えられる。権利者としては権利を取得できないこと、不安定であることは不利益であるため、より進んだ対応が必要と考える。(澤井委員)

### 評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- 特に指摘の多かった「最後の拒絶理由通知」とすることの誤りについては、補正の制限が厳しくなりユーザーに不利益が生じることから、試行的に起案チェックを実施するのではなく、審査官に徹底していただくことを要望する。(市川委員)
- 「最後の拒絶理由通知」とすることの誤りについて、最近特に顕著というわけではなく従前から存在する問題であるところ、原因分析が不十分。増員した調査員による起案チェックについて、チェック方法や結果について開示いただけると良い。(徳永委員)
- 分析・課題抽出においては、決済及び決裁前のチェック、協議の記録、品質監査、内外乖離案件、内々乖離案件等の分析のいずれにおいても、サーチ漏れやサーチ不足等が指摘されているところ、サーチ研究等の取組が指摘の改善に繋がっていることを示すことが重要であると考えられる。(椿委員長)

**評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況に関するもの**

- （該当なし）

**評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況に関するもの**

- （該当なし）

**評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの**

- 様々なユーザーとの意見交換等を積極的に実施し、新たなユーザーニーズの把握や、ユーザーとの特許権の共創をさらに推し進めるとともに、その効果を示す必要がある。（樁委員長、井上委員）

## 2. 意匠審査の品質管理に関する各委員の改善提案

### 評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況に関するもの

- 意匠法制度改正に対応した、審査実施体制の維持・向上、手続の明確性、及び公表とより分かりやすい周知についての取組を実施する。改正された部分と改正されたことに対する対応取組が一覧表で分かるような提示の仕方もあり得るのであれば、示されたい。(樫委員長)

### 評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性に関するもの

- (該当なし)

### 評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するもの

- (該当なし)

### 評価項目④：審査実施体制に関するもの

- 審査官数の確保及びその育成の充実。(井上委員)
- 今後の意匠法制度改正に対応した、審査実施体制の維持・向上、手続の明確性、及び公表と周知についての取組を実施する。(井上委員)
- 予算が厳しい中でも審査官数の確保がなされ、さらに着任者の育成のさらなる充実の改善の見える化。(樫委員長)
- さらなる審査官の増員。(徳永委員)

### 評価項目⑤：品質管理体制に関するもの

- (該当なし)

### 評価項目⑥：品質向上のための取組に関するもの

- 対面及びオンライン両面において出願人とのコミュニケーションをより充実させる。(井上委員)
- 審査の均質化に向けて標準的な一次判断等が可能となる生成 AI を活用するなど、属人性を排除していく方策が必要なのではないかと考える。(澤井委員)

- 判断の均質性向上ための方策をさらに検討する必要がある。意匠審査の適正・効率化のために、AI技術による類似画像検索機能の利活用を含め、品質管理業務における生成AIの利用可能性について積極的に推進すべきである。(東海林委員)
- ユーザー評価調査の前後、対面及びオンライン両面において出願人とのコミュニケーションをより充実させたことの関連性を分かりやすく記述されたい。(椿委員長)
- 判断の均質性について、ユーザー評価調査等により収集した具体的な個別事例や課題等に関する、個別事例にとどまらない本質的な原因の分析、審査へのフィードバック等による、さらなる改善に向けた取組を期待する。(徳永委員)
- 審査官が作成した拒絶理由通知等に係る書面の全件について決裁者によるチェックを行い、是正が必要なものは審査官にフィードバックする体制となっているが、その効果が外部から評価しにくい。仮に、決裁が形骸化していても外部からは把握することができない。そこで、審査官にフィードバックされた件数や割合などの統計情報を外部に公表してはどうか。(徳永委員)

#### 評価項目⑦：品質検証のための取組に関するもの

- 国際意匠登録出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組の充実。(井上委員)

#### 評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- 審査の質の分析の結果、どのような課題が抽出されているのかがわかりにくい。どのような課題が抽出されて、どのように対応しているのかが、より明確にしないと、CheckからActに向かう点が把握しにくい。例えば、過不足のないサーチ範囲の設定についての対応策はどの項目に書かれているのか、対応付けて、記述されたい。(椿委員長)
- 国際意匠登録出願の審査における内外乖離案件の分析と対応した品質監査等、品質管理の取組の充実との関連性の提示。(椿委員長)

**評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況に関するもの**

- （該当なし）

**評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況に関するもの**

- （該当なし）

**評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの**

- J P Oの品質管理の取組の国際的な情報発信と、外国庁の品質管理に関する取組のさらなる情報収集。（井上委員）
- J P Oの品質管理の取組の国際的な情報発信と、外国庁の品質管理に関する取組のさらなる情報収集が、他国と比較してどのくらいの水準であるかを示して頂けると分かりやすい。（椿委員長）

### 3. 商標審査の品質管理に関する各委員の改善提案

#### 評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況に関するもの

- 改訂後の「商標審査基準」及び「商標審査便覧」に基づき、コンセント制度に関する審査関連の文書の整備を進めるとともに、関連する審査の迅速化とユーザーニーズに対応できる体制を確立することが望まれる。(東海林委員)

#### 評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性に関するもの

- (該当なし)

#### 評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するもの

- 品質管理の基本原則等に関する重要な知識の定着と意識の浸透を図るための「品質テスト」等の取組を定期的実施するとともに、その結果が職員に共有され、さらなる品質向上と維持のために活用されていくことを期待する。(中山委員)

#### 評価項目④：審査実施体制に関するもの

- 審査官数を十分に確保し、審査官の育成を充実化させてほしい。(椿委員長、井上委員)

#### 評価項目⑤：品質管理体制に関するもの

- (該当なし)

#### 評価項目⑥：品質向上のための取組に関するもの

- 審査の均質性の観点から、協議を通じた知識共有と議論は重要なものであり、引き続きの取組を期待する。(中山委員)
- 今年度から公表となった必須協議案件に該当しない管理職・主任指導審査官との協議の件数について、前年比とともに、今後も継続して公表していくことが好ましい。(中山委員)
- 審査官間の均質性、審判決との均質性、識別性の判断に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、これまでの取組を継続するとともに、商標審査基準

等の指針に沿って統一のとれた審査を行うという審査の基本方針に従って適切に対応し、ユーザーが納得できる審査を進める必要がある。(椿委員長、井上委員)

- ユーザーが納得できる審査とはどういうものか、納得できない審査との比較を行い、納得できない要因をなくしていくように努め、要因対策と改善結果との関係性を示すようにする必要がある。(椿委員長)
- 拒絶理由通知等において、判断の根拠・理由を十分に記載することを強く望んでいる。(中山委員)
- 商品・役務の審査(第6条)に係る審査手法の効率化の取組について、当該取組が6条の拒絶理由を減少させ、審査業務の効率化に結びついているか、また、ユーザーの利益に資するものとなっているか検証をお願いしたい。(澤井委員)
- 審査業務におけるAI技術の活用、特に先行文字商標調査業務へのAI技術の適用について、優先的に取り組むことを期待する。(澤井委員)

#### 評価項目⑦：品質検証のための取組に関するもの

- ユーザー評価調査に基づく重点項目のうち、「識別性の判断」と「審判決との均質性」に関して、具体的にどのような方法で課題解決に取り組む予定かを示していただけるとなお良いと考える。(中山委員)
- 審査基準・審査便覧に従った判断となっているか、論理に飛躍はなく適正な手続と考え方に沿って判断がされているか、判断の理由・根拠を十分に記載・説明しているか、といった観点を品質管理評価の判断基準としてはどうか。(中山委員)
- 判断の均質性について、ユーザー評価調査等により収集した具体的な個別事例や課題等に関する本質的な原因の分析、審査へのフィードバック、均質性を担保できるチェック体制の整備等による、さらなる改善に向けた取組を期待する。(徳永委員、中山委員)
- 審査基準や過去の審査における採択例等との整合性を担保するため、審査官・管理職間の協議や品質テスト等、さらなる改善に向けた取組を期待する。(徳永委員)

### 評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- （該当なし）

### 評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況に関するもの

- （該当なし）

### 評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況に関するもの

- オンライン上のコミュニケーションを含む、ユーザーとのコミュニケーションの一層の円滑化に係る取組の継続を期待する。（中山委員、井上委員）
- ユーザーとのコミュニケーションに関して、ユーザー側の意見と審査官側の認識の違いを明確にしなが、充実化に係る取組を継続していくことを期待する。（樫委員長）
- テレワーク中の審査官との電話連絡の可否や、メールでの問い合わせをした際の受領確認の方法等、審査官とのコミュニケーションに関する情報について、ユーザーへの周知を期待する。（中山委員）

### 評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- 品質管理の取組について、ユーザーにとってよりわかりやすく、見てもらいやすい方法で周知していくことを期待する。（中山委員）